特別警報・警報発令時の対応について

岡山県立倉敷琴浦高等支援学校長

本校は通学区域が広く通学方法も多様です。また、地域によっては公共交通機関の便が悪く、 通常の登校時間の便に乗り遅れると次の便がないという状況があります。

そこで本校では、生徒の安全のため、特別警報・警報発令時等の対応について次のようにした いと考えておりますので御確認ください。

記

- ① 午前6時の時点で、倉敷市に特別警報、または、警報(暴風、大雨、大雪、暴風雪のいずれか)が出ている場合
 - ・臨時休校とします。
- ② <u>午前6時以降に、倉敷市に特別警報、または、警報(暴風、大雨、大雪、暴風雪のいずれ</u>か)が出た場合
 - ・臨時休校とすることがありますので、登校を見合わせてください。
 - ・すでに登校している場合は、安全を確認して下校させる場合があります。
- ③ 倉敷市には出ていないが、<u>居住地域に特別警報、または、警報(暴風、大雨、大雪、暴風</u> 雪のいずれか)が出ている場合
 - ・居住地域に特別警報または警報が出ている生徒は、**登校を見合わせて**ください。(家庭学習として、出席扱いにします)
- ④ 倉敷市、居住地域のいずれにも特別警報や警報は出ていないが、危険と思われる場合
 - ・登校を見合わせて、その旨を学校に連絡してください。(家庭学習として、出席扱いにします)
- ⑤ <u>その他、特別警報や警報の有無にかかわらず</u>、学校や道路の状況等により<u>臨時休校にする</u> 場合
 - ・学校からその旨を連絡します。
- * 必要に応じて「マメール」等で御連絡をさせていただくことがあります。
- 注)「特別警報」とは、数十年に一度の割合で発生が予想される気象現象すべてが対象となります(大雨、暴風、高潮、波浪、大雪、暴風雪)。また、大規模な地震、津波、火山噴火 も特別警報の対象となります。
 - ・「警報」とは、「暴風警報、大雨警報、大雪警報、暴風雪警報」です。(洪水警報を除く)
 - ・「居住地域」とは、お住まいの市町村(岡山市・玉野市・早島町等)のことです。